

潮来市立牛堀中学校部活動の運営方針

令和7年4月

潮来市立牛堀中学校

1 策定の趣旨

「潮来市立牛堀中学校部活動の運営方針」(以下「運営方針」)は、本校における学校部活動(以下「部活動」と表記)を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するようにすること。
- 部活動は、教育課程に含まれないものの、学校教育の一環として、学校の教育目標及び経営方針に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、計画的に実施すること。
- 部活動は、学校の働き方改革や外部資源の活用等を進めることにより、学校としての組織力を高めながら、合理的でかつ効率的・効果的な運営を図っていく必要があること。

学校は、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに「茨城県部活動の運営方針」、「潮来市学校部活動の運営方針」に則り、今後、部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- ② 校長は、「学校方針」、「年間活動計画」、「月間活動計画」、「月間活動実績」を公表する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。
- ④ 市教育委員会は、各学校の部活動の活動計画・活動実績の策定・公表に資するため、様式の作成等により学校に対して支援を行う。

(2) 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- ① 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

(3) 生徒による主体的な企画・運営の導入

- ① 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- ② 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求める等の運営体制を構築する。

(4) 費用負担・部活動の位置付けの見直し

- ① 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- ② 現在、任意加入である部活動が、教育課程としての生徒会組織に位置付けられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。

- ③ 任意加入である部活動に対し、PTA・後援会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得る。

(5) 合同部活動・拠点校部活動等の促進

- ① 校長は、休日地域移行を視野に入れながら、休日部活動の合同部活動や拠点校部活動等、市内学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。
- ② 令和7年度は、月一回以上、市内中学校による合同又は拠点校での部活動を行う。
- ③ 拠点校による部活動の指導は、各校顧問が指導を当番制にして担当する等により、指導に当たる時間の削減を図る。
- ④ 校長は、各顧問による合同部活動・拠点校部活動等の実施計画・実績(日時・場所・活動内容等)を把握し、月間活動計画・活動実績に含めて公表する。

(6) 部活動指導員の活用

- ① 各学校の実態や合同部活動・拠点校部活動の状況を踏まえ、部活動指導員や外部指導者を依頼する。

〈部活動指導員や外部指導者等との協働体制の構築〉

	部活動指導員	外部指導者
位置付け	学校の職員 (部活動顧問と同じ位置)	地域のボランティア (顧問のいるところで指導するコーチ)
内 容	・部活動の運営及び指導 ・大会等における生徒の引率 ・練習計画の作成 ・会計などの事務 ・保護者への連絡 他	・練習や大会等での指導
法的根拠	・学校教育法施行規則第78条の2	・特になし

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 部顧問の委嘱等

- ① 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- ② 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

(2) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問は、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(R4.12)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、市教育委員会は、学校における取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ③ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「RPDCAサイクル」を着実に実施する。
- ⑤ 部顧問は、部活動説明会や文書等をとおり、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、

具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等が各専門部に配付する中央競技団体または文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引きを活用し、3(2)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は週当たり3日以上休養日を設ける。(原則として土・日のどちらかと月曜日・木曜日を休養日とする。ただし、県東地区総体前の6月からと、県東地区新人戦前の9月から大会までは、木曜日の実施を可とする。また、土・日のどちらも週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日で確保し、「学校行事申請書」の実施方法(5)その他の参考事項に記す。)
※ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間を上限、休業日は3時間を上限とする(練習試合や大会等の当日を除く)。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

月	10月(新人戦終了後)～4月	5月(新人戦終了前)～10月
活動終了時刻	16:50	17:20
最終下校時刻	17:00	17:30

- (3) 授業日の朝の活動は、通年で実施しないこととする(陸上と駅伝の練習の開始日については、陸上は4月17日、駅伝については夏期休業開始日とする。)。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする(例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である)。
- (4) 定期試験等の実施前の一定期間を部活動休養日として設定する。
- (5) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、一週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (6) 学校休校日となる下記の日または期間を、部活動休養日または部活動休養期間とする。
(令和7年度予定) ・8月12日(火)～8月15日(金)
・12月29日(土)～1月3日(土)

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

- ① 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。
- ② 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域との連携

- ① 学校は市教育委員会と連携を図り、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、休日の部活動の地域移行に向けた検討を進める。

- ② 校長は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、教員に対して、本人及び学校全体の校務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- ③ 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 学校は各部が参加する大会・試合等の全体像を把握し、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の在り方を見直す。各学校の部活動が参加する大会等の数の上限については、年間12回程度とする。
- (2) 校長は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等の県内の部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める大会等数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 事故への対応

- (1) 校長及び部顧問・部活動指導員は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。（練習、校外での試合・大会等）
- (2) 部活動中の生徒の事故・傷病への対応については、各学校で対応する（拠点校での練習の際は、担当顧問・部活動指導員が対応する。日本スポーツ振興センター災害給付の手続きは在籍校で行う。）。また、部活動顧問の事故・傷病への対応については、校長が行う。部活動指導員については、校長及び市教育委員会が行う。
- (3) 自然災害への対応
学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会等においては、大会規定によるものとする。
- (4) 熱中症事故の防止
 - ① 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。
 - ② 市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

8 宿泊を伴う遠征について

部活動単位で宿泊を伴う遠征については、校長の許可と保護者の十分な理解を得た上で実施できることとする。なお、校長は市教育委員会に実施について報告する。

9 その他

- (1) 運営方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。